

平成 26 年

第 1 回市議会定例会 議案第 71 号

区域外道路の認定の承諾について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 3 項および第 4 項の規定により，平成 26 年 1 月 28 日北斗市から別紙のとおり，区域外道路の認定について申入れがなされたので，これについて承諾するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出

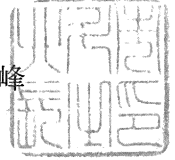
函館市長 工 藤 壽 樹



北 土 木 第 1 3 号  
平成 2 6 年 1 月 2 8 日

函館市長 工 藤 壽 樹 様

北斗市長 高 谷 寿 峰



区域外道路の路線認定の承諾について（依頼）

貴市との共同事業による整備を予定している下記路線について、道路法第 8 条第 3 項の規定に基づき、貴市の一部の区域を含んだ北斗市道として認定が必要であることから、貴職の承諾を頂きたくご依頼申し上げます。

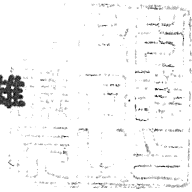
記

認定路線名	北斗市道 追分 97 号線（函館市道 西桔梗中央線）
添付書類	北斗市議会における路線認定の議決書

（建設部土木課管理維持係）

議案第13号

北海道北斗市議会議員 池田達雄



函館市との行政界に跨る市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

平成25年12月 3日提出

北斗市長 高谷寿峰

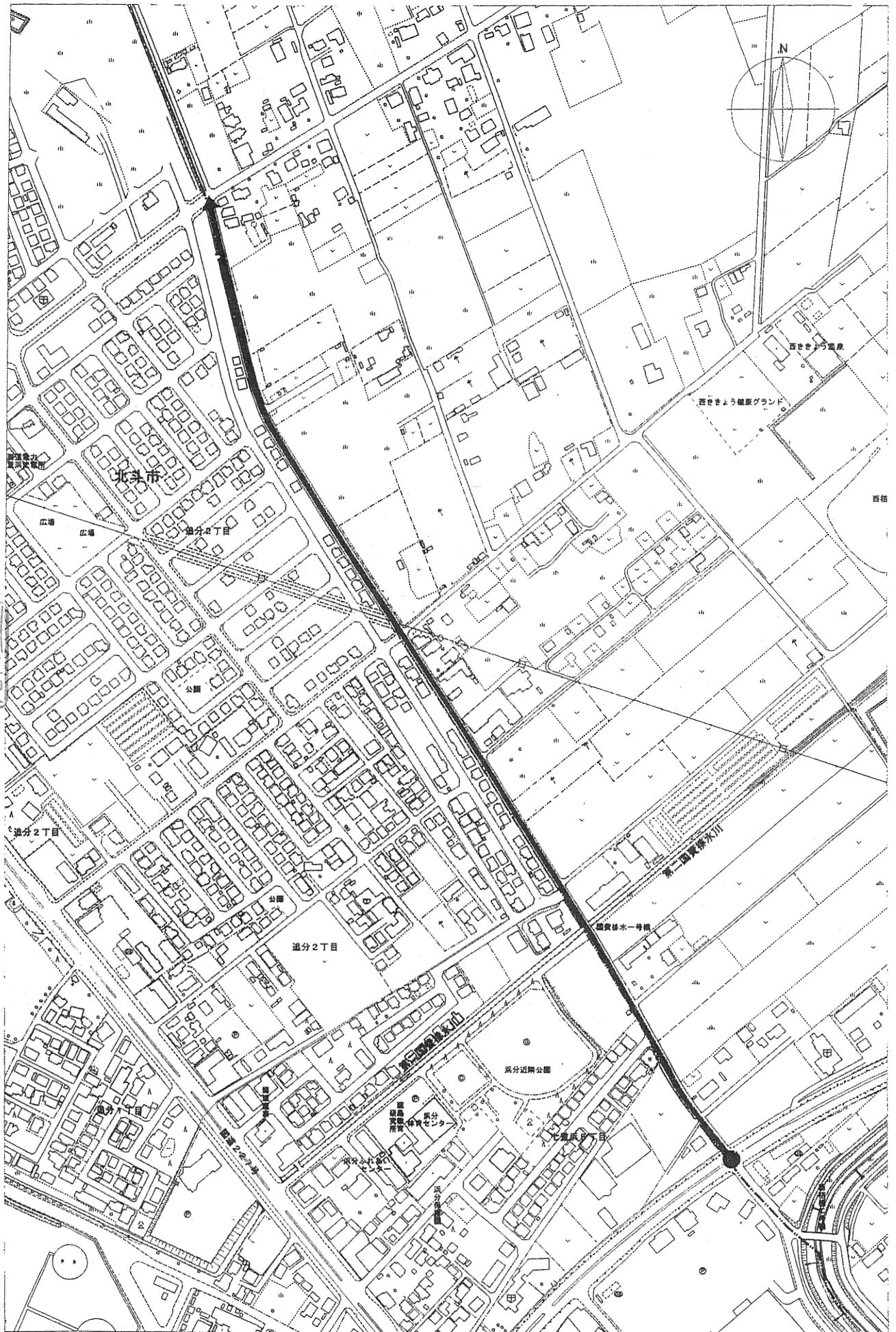
路線名	起点	重要な経過地	延長(m)	図面 対照 番号
	終点			
追分97号線	起点	北斗市 七重浜5丁目356番14号地先	L=1,060.7	1
	終点	北斗市 追分2丁目25番12号		

上記原本により謄写する

平成26年1月22日

北斗市長 高谷寿峰





1 / 5000

図面1